

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
根拠条項	第3条第1項、第3条第3項
許認可等の種類	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（保育所型、地方裁量型）の認定
法令の定め	第3条第1項 幼稚園又は保育所等の設置者は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。 第3条第3項 幼稚園及び保育機能のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設の設置者は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。
審査基準	北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）等に定める基準を満たしている場合に認定する。
標準処理期間	総期間 90日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・丹（ ） 協議機関 30日・丹（市町村） 処分機関 60日・丹（各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課）
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 (電話番号：011-204-5236)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)